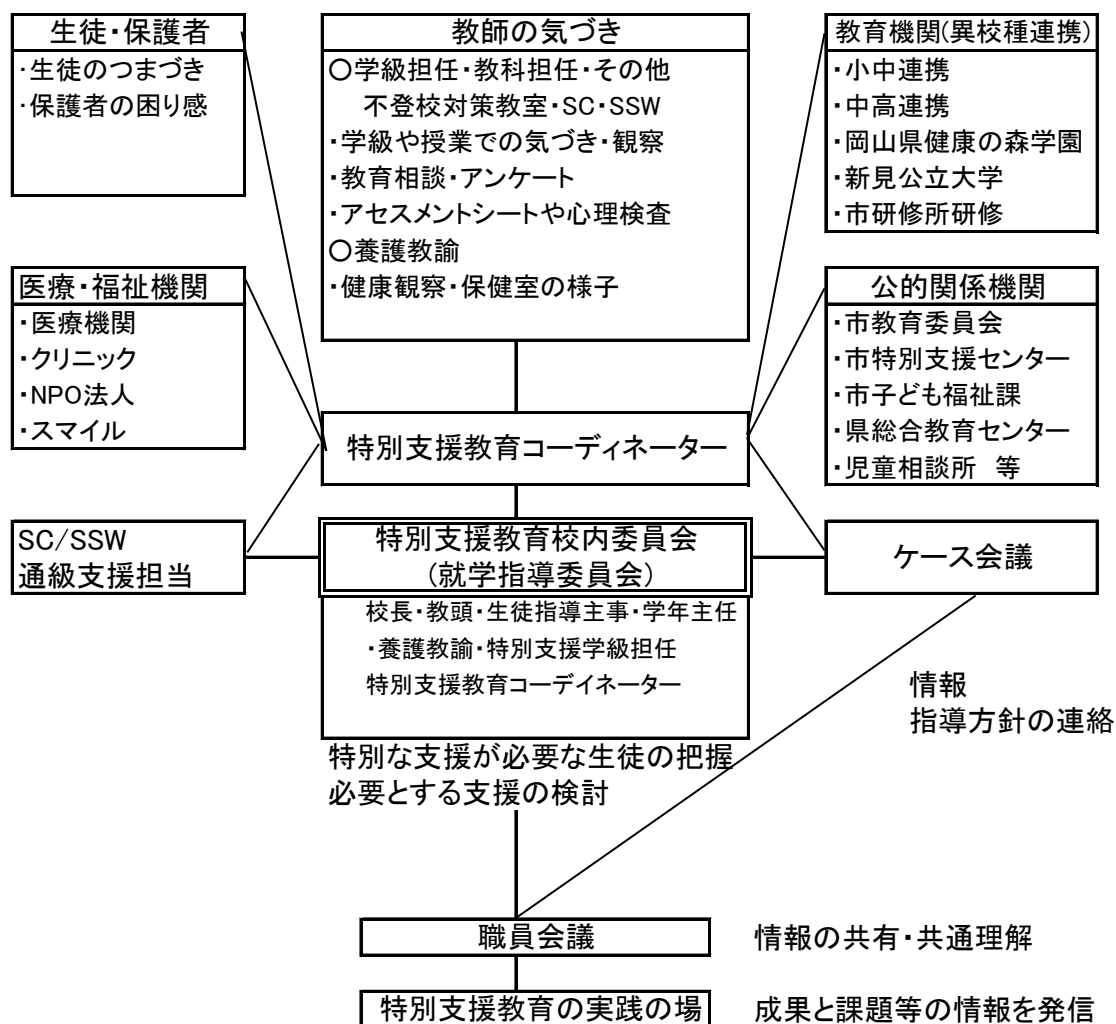
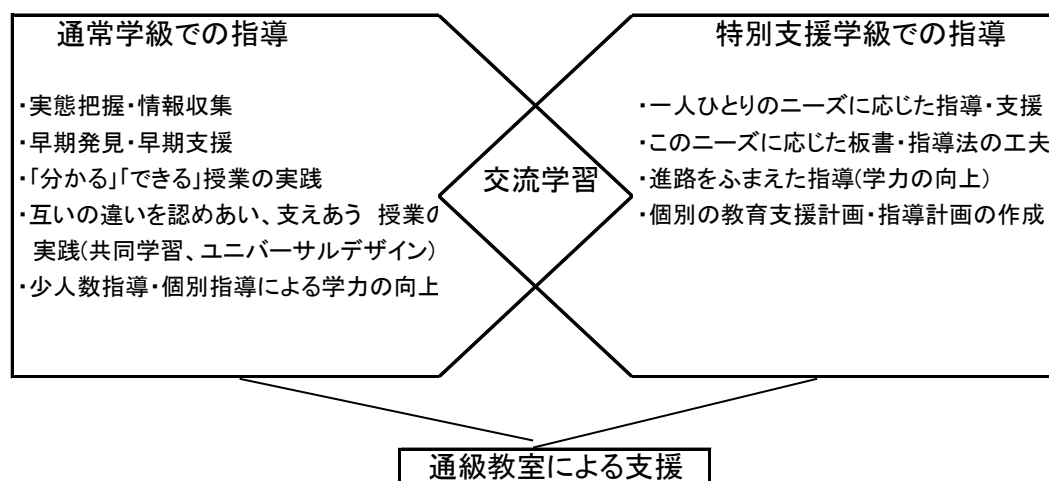


令和4年度 特別支援教育体制



教育実践の場



令和4年度 特別支援教育の進め方

1 ねらい

- ・全職員が支援の必要な生徒について理解し、共通の理解のもとに、学校全体で支援体制をとれるようにする。
- ・支援の必要な生徒について、校内委員会を中心に個別の支援計画・指導計画（支援方法や支援体制の計画）を立て、支援していく。

2 方法

(1) 校内研修

- ・生徒理解会議（4月、随時必要に応じて開催する）
- ・生徒の実態把握と支援の手立てについての検討

(2) 特別支援校内委員会(就学指導委員会)

- ・委員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、特別支援担当、特別支援コーディネーター、各学年主任（必要に応じて該当生徒の学級担任）
- ・個別の教育支援計画、指導計画の作成→実施→修正→評価
- ・将来を見通した早めの進路指導

(3) ケース会議（場合により専門機関・保護者を含めて）

- ・10年先を見通して、早めの進路指導
- ・保護者の気持ちを受け止め、共に支援方法を考え、保護者への支援体制をつくる。

(4) 関係機関との連絡・調整

- ・特別支援コーディネーターを中心に連携をとる。
- ・自立支援については、新見市特別教育支援センターと連携を図り、通級指導を進めていく。

(5) 特別支援コーディネーターの役割

- ① 校内委員会の推進
- ② 保護者に対する相談窓口
- ③ 学級担任への支援
- ④ 関係教員(養護教諭・生徒指導主事・スクールカウンセラー・スクール・ソーシャル・ワーカー)との連携
- ⑤ 外部関係機関や医療・福祉機関との連携
(岡山県健康の森学園、新見市特別支援教育支援センター 新見市教育委員会 各小学校 各高等学校 医療機関 NPO 法人 保健師 他)

3 その他

- ・障がいという言葉にとらわれず、生徒の「困り感」にたつての支援をする。
- ・どの生徒も安心して過ごせる学級づくりをしていく。（環境づくり）
- ・誰にでもわかる授業づくりを工夫する。（授業のユニバーサルデザイン化）
- ・校内研修や情報交換などを通して理解を深め、全員で支援できる体制づくりを進める。